

都市農業振興のための対策の内容

趣旨 都市農業の機能や効果が発揮できるよう、都市農地の保全や都市農業の振興に必要な取組に対して支援

ハード事業

事業名: 都市農業振興整備対策
 実施主体: 民間団体、市町村
 補助率: 定額(1/2以内)

線引き 非線引き都市計画区域

線引き都市計画区域

- 簡易な基盤整備
- 区画整理、深耕、土壌改良材の投入、擁壁の施設等農地の整備及び保全
 - 耕作道等の整備、改修
 - 用排水路の新設、改修、かん水・暗渠排水施設等整備
 - 営農用飲雑用水施設整備



- 簡易な施設整備
- 農機具等保管施設
 - 6次産業化関連農産物加工施設
 - 農薬飛散防止施設



- 防災設備整備
- 防災兼用井戸及び水路施設整備



- 市民農園等整備
- 市民農園
 - 農機具格納施設、給排水施設、休憩施設、トイレ、駐車場等
 - 都市と農村の交流加工体験施設



ソフト事業

事業名: 食と地域の交流促進
 集落活性化対策
 実施主体: 集落等
 補助率: 定額(1地区当たり上限250万円)

地域限定なし

- 人材育成、市民農園の開設支援
- 援農ボランティアの育成・派遣
 - 市民農園開設希望者への情報提供
 - 都市住民への情報発信(P R)



当該区域内において農用区域内は事業の対象外である。

市民農園等農業体験の機会の増加
 都市住民の農業への理解の醸成